

## 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正の概要について

令和5年3月3日付けで、国土交通省の定める「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について一部改正があったことを受け、千葉県が定める「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」について、所要の改正を行う。

### 1 主な改正内容

千葉県が定める「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」第三 監督処分の基準

2 具体的基準 (4)建設工事の施工等に関する他法令違反 (ウ) 廃棄物処理法違反」に処分対象となる法令を追加する。

#### 【改正前】

(ウ) 廃棄物処理法違反

役員等～（略）～とする。

#### 【改正後】

(ウ) 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反

役員等～（略）～とする。